

広島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

草木高光線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町高光字宮之前日南田三二七 二番一地从先から 神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先まで	新	旧	七・五〇 二七・六〇	一〇四・三〇	拡幅
	旧	新	五・八〇 一一・五〇	一〇五・六〇	
神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先から 神石郡神石高原町高光字須田丸小柳田一六六 八番二地从先まで 神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先から 神石郡神石高原町高光字宮之前蔵迫田三二七 六番一地从先から 神石郡神石高原町高光字須田丸代田一六六九 番一地从先まで	新	旧	一〇・〇〇 二七・〇〇	二二六・七〇	ダブルウェイ
	旧	新	五・一〇 一〇・〇〇	二二六・六〇	